

広島県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和5年12月18日

広島県内水面漁場管理委員会
会長 辻 駒 健 二

1 指示内容

次に示す対象区域でオオクチバス、コクチバス及びブルーギルを採捕した者は、その区域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合で委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

2 対象区域

広島県内における江の川水系の公共用水面

3 指示の期間

令和6年1月1日から令和6年12月31日まで